

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成19年3月28日京都市条例第49号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

次のとおり、伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日を定めることとしました。

開園時間 午前6時から午後7時まで

休園日 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月28日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第49号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日)

第2条の2 伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開園時間 午前6時から午後7時まで

休園日 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)